

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 7月総会議事録

期 日 令和元年7月10日(水)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年7月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(0人)

--	--

#### 農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	川根 節生
中島 隆	奥 俊英

4、本会事務局 局長：中野 新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

#### 議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第9番 谷委員 第10番 原委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(2件)

議案第2号 特例事業(農地売買等事業)による農地の売買について(1件)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(1件)

議案第4号 非農地証明について(2件)

その他

事務局

みなさんこんにちは、定刻になりましたので、7月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、13名の出席がありますが、12番議員の●●委員が少し遅れると連絡が入っております。定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業委員

はい。

議長

それでは9番委員の●●委員さんと10番委員の●●委員さんよろしく願いいたします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

まず木城地区の●●さんと●●さんの売買による件であります。朗読いたします。

番号1、譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員3人、農主1人、農従2人、耕作面積、自作地●●㎡、小作地●●㎡、計●●㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員3、農主、0人、農従、0人、耕作面積、自作地●●㎡、小作地、●●㎡、計●●㎡、農機具はなし、土地の所在、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積●●㎡、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積、●●㎡、合計面積、●●㎡。通作時間は徒歩5分です。申請理由は売買です。2ページをお願いします。位置図が添付していますが、緑で囲ったところが内木城公民館ですが、その先の赤く囲った2筆です。3

ページに航空写真を添付しておりますので確認されてください。  
現地は、●●農業委員と●●推進委員に確認していただきました。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●推進委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員 みなさんこんにちは。事務局から説明がありました当農地は8年前に土地改良区で基盤整備をおこないまして、そのころより、●●さんが小作として耕作しておりました。●●さんのご主人が亡くなられて、奥さんも高齢であり、また子供たちも農家を継ぐ気持もないということでした。将来的にこの土地がどうなるのか心配されていましたが、●●さんが小作をしている関係から自分が作っていくということで売買されました。同じ●●区内ですので、周囲の農家も全く影響がないので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。それではお諮りします。議案第1号番号1について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

農業 委員 異議なし（賛成多数）

議 長 賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項に規定による許可申請についてを原案のとおり承認いたします。続きまして、番号2について事務局説明をお願いいたします。

- 事務局 番号2について説明します。朗読いたします。譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、農主0人、農従2人、耕作面積、自作地●●㎡、小作地●●㎡、計●●㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、香春町●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員5人、農主0人、農従0人です。耕作面積●●㎡、小作地●●㎡、計●●㎡。農機具の状況、なし、土地の所在、大字田原●●番、地目、田、地積●●㎡、他7筆。合計面積●●㎡、通作時間が徒歩10分、申請理由は贈与です。5ページをお開きください。位置図を添付しておりますが、100円ショップのダイソーがあり、それからナフコの方に向かうバイパスの横にあります。6ページに航空写真を添付しています。赤く記していますので確認してください。当地は、●●委員と●●推進委員に現地を確認していただきました。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地確認をした●●推進委員は補足説明をお願いいたします。
- 委員 7月1日の日に現地確認を行いました。譲渡人と、譲受人は親戚関係でありまして、譲渡人が香春町から田原地区まで通作して作ることは難しいとのことでした。去年は耕作していませんでしたが、今年は●●さんが作付けしている状況です。以上です。
- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号番号2について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数のため、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号2を原案のとおり承認といたします。
- 議長 続きまして、議案第2号特例事業（農地売買等事業）による農地の売買についての説明を事務局お願いします。
- 事務局 議案第2号について説明します。当農地は、農振地域であったた

め、中間管理機構を利用して売買をする予定です。買われる方も決まっております。中間管理機構に売買し、その後中間管理機構より買われる方に売るという形になります。朗読いたします。  
番号1、譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名●●、譲受人住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長渡邊大起、農業経営基盤強化法による所有権移転であります。土地の所在、大字田原●●番地、地目、田、地積●●㎡、所有権の移転時期は、令和元年7月25日です。売買によるものです。8ページに位置図を添付しております。9ページに航空写真を添付しておりますので、確認をお願いいたします。当農地は、●●委員と●●推進委員と現地を確認しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりでしたが、現地確認をした●●推進委員さんは補足説明をお願いします。

●● 委員 現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり、中間管理機構をとおしての売買ですが、買う人も決まっているとのことなので問題はないと思われます。現地も昨年も耕作しておりますので、問題はないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないようですので、お諮りします。議案第2号について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数のため、議案第2号特例事業（農地売買等事業）による農地売買について原案のとおり承認といたします。

議 長 続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。会議規則第15条の規定により当事者は議事に参加することができませんので●●委員は一時退席をお願いします。（●●委員退席）  
それでは再開します。事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第3号について説明いたします。譲渡人の●●さん

は東川行政区に土地を寄付して、東川行政区の公民館の駐車場が狭いため、当地を駐車場にする予定であります。朗読いたします。番号1、譲受人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、譲渡人、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎●●番、現況地目、田、地積、●●㎡、申請理由は贈与であります。申請目的は駐車場用地であります。舗装面積は114㎡です。駐車場の台数は5台を確保できるようにしています。11ページに位置図を添付しています。東川公民館を緑の線で囲っておりますが、その前の土地です。12ページに航空写真を添付しております。13ページには平面図を添付しています。当地は●●委員と、●●推進委員に現地を確認していただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認をした、●●推進委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 東川崎公民館の道路を挟んで前の土地です。申請人の●●さんの旦那さんは昔、東川行政区の区長をしておりまして、駐車場が少ないことも存じており、また、旦那さんが亡くなって、●●さんが高齢で畑ができないということで、東川崎の駐車場に利用してもらえないかという話が行政区にあったそうです。それでちょうど東川行政区は駐車場が不足している状態でありましたので駐車場にする計画にしたそうです。現在分筆も終わっておるようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないようですので、お諮りします。議案第3号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。(賛成多数) 賛成多数ですので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請は原案のとおり賛成とし、県へ進達いたします。  
(●●委員着席)

議 長 それでは再開します。議案第4号非農地証明についてです。2件あります。事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号非農地証明について説明いたします。当地は先ほど議案第3号でありました、東川崎公民館駐車場のすぐ隣の土地であ

ります。朗読いたします。番号1、申請人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎●●番、登記簿では田、現況は宅地になっています。地積、●●㎡、申請理由は、30年以上前から宅地として利用しており、農地への復旧が困難であるということです。現地確認していただいた委員は、●●委員と、●●推進委員です。15ページに現況写真を添付しております。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●推進委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 先ほど説明したとおりです。

議 長 それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第4号番号1について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)賛成多数ですので、議案第4号非農地証明について番号1について、原案のとおり承認とします。

議 長 議案第4号番号2についてですが、会議規則により、当事者の係長は退席をお願いします。(係長退席)

議 長 それでは再開します。議案第4号について事務局の説明をおねがします。

事務 局長 議案第4号番号2について説明します。朗読いたします。申請者は●●、住所、川崎町大字川崎●●番地、土地の所在は、大字川崎●●番、登記簿では田になっておりますが、現況は宅地となっております。地積は●●㎡です。申請理由は40年以上前より、宅地通路として利用しており、今後農地への復旧が困難であるということです。現地確認につきましては、●●農業委員と●●推進委員にさせていただきました。17ページにゼンリンの位置図を添付しております。18ページに航空写真、19ページに現況写真を添付しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

- 委員 18ページをご覧ください。40年以上前から道路として使っていて地目変更をしていなかったということですが、この侵入路の奥の家が今度、鉾害に係るということで、道路の出入りができないということで、非農地証明申請したということです。工事をするために進入路が登記上農地のままだと、工事に取り掛かることができないということです。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明と推進委員の補足説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。
- 委員 現況写真を見ますと、道路の右側に建物が建っていますがこれはなんですか
- 事 務 局 鉾害復旧工事の仮の家屋です。
- 委員 わかりました。
- 議 長 そのほかありませんか。ないようですので議案第4号非農地証明について番号2について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数のようですので議案第4号非農地証明について番号2について、原案のとおり承認とします。  
（係長着席）
- 議 長 続きまして、その他に入ります。事務局をお願いします。

事務局

六月の総会で審議していただいた、農地法5条、●●氏の件です。誓約書をもって会長と副会長に確認していただくことになっていましたが、6月13日に確認していただき、3点ほど指摘がありまして、それをまた修正していただきました。1点目が土の搬出先を明記すること、2点目が下流に楠木池がありますが、その先に東川崎行政区の管理している六郎原池がありまして、水が流れ込むので、水利権の同意ととる必要があるということ、3点目は申請地の隣接地に山林がありますので、その山林所有者の同意文の提出。以上3点指摘し、先ほど提出がされました。総会后に会長及び副会長に再度確認をしていただき了承が得られたら、諮問委員会に意見聴衆を行い、県に進達し、又、経過をお知らせいたします。

事務局

委員さんの日々の活動記録の写しが必要ですので、活動記録簿の提出をお願いします。あと農業新聞と農業者年金の加入推進をお願いいたします。

事務局

8月9日より農地パトロールが始まりますが、今日お配りしている封筒に函面が入っております。事前に調査していただいたら、当日スムーズにいくので助かります。またもし事前調査をしていただいた場合、手当がありますので活動記録簿に記録をお願いします。

事務局

もう一点、7月24日の春日市の研修についてですが、役場を10時出発する予定です。玄関前にマイクロバスを準備していますので、遅れないようお願いします。  
(以下研修について)

事務 局長

私の方からも何点が報告等をさせていただきます。1点目は皆さんのお手元にA3の資料を置いてあります。これは「よくわかる農地の法律手続き」という本の中の82ページを抜粋させていただいています。農地法の4条、5条の許可基準について明記されています。

まず、農地のすべてを事業の用に供しないとダメですよということがあります。そして、事業者の資力及び信用がありますかということ、また、農地を農地以外のものにする行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていますかというのがあります。また他法令の許可の見込みがありますかということです。さらに周辺の営農条件に悪影響を与えないこと、土砂の流出等の災害の発生の恐れがないか、農業用排水路の有する機能に支障が生じないかということです。今後転用申請があった場合、この基準を持って慎重審議していただきたいと思っています。

2点目は、株式会社川崎De愛が農作業作業受託をします。今回レジュメを準備しましたので、高齢で作業できないとか、農機具が壊れて買うことができないとかいう人がいると思いますので、株式会社川崎De愛を活用していただきたいので、そういう相談を受けた場合紹介をしていただきたいと思っています。

作業受託の料金については、田川地区で決めている料金を基準にしておりまして、圃場条件が悪ければ、割増がありますし、条件が良ければ割引があります。

●● 委員

質問ですが、事業者の資力信用があるかということですが、資力はどうやって調べるのですか。あと信用の問題ですが、先月の総会で議案としてあげた5条申請の関係ですが、大豊の柿の件の関係者のようですので、信用できないと思います。

事務 局

資力に関しては資金計画を提出していただいて、添付書類として、残高証明書や融資証明書を提出していただいております。信用についてですが、大豊の柿については、鉋害復旧のプレハブが建っておりますが、終了の目途が立ったので、今柿の移植の準備をしていると聞いています。また今回の申請のあった会社の転用申請自体は初めてになりますので、信用がないとは言いきれないかなとは思っています。

●●委員

その農地については、事業者を呼び出して、再度面談した方がいいと思います。

事務 局長

前回の総会のときに、誓約書を提出するよう指導し、会長副会長がともに内容を審査した結果よければ、承認という形をとっておりましたが、●●委員が言われるように、再度事業者を呼び出して、会長と副会長に立ち会っていただき、その際に信用について審議していただきたいと思っております。それで信用ができると会長副会長が判断した場合、承認したという形をとるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

●● 委員

(産廃の話)

議 長

その他何かございますか。

(なし)

ないようですので、打ち切ります。本日の議題はすべて終了しました。次回の総会は、8月9日金曜日9時00分より開催予定です。総会が終わり次第玄関で農地パトロールの出発式を行います。その際に帽子と腕章は忘れないようによろしくお願いいたします。それでは令和元年7月の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後2時45分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

9番委員 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_